

弁護士報酬・費用説明書（民事事件・刑事事件）

着手金・報酬編

宗村法律事務所の弁護士報酬規定（平成17年4月1日制定）に基づき、民事事件及び刑事事件に関する弁護士報酬について説明します（なお、以下の条文番号は、同「規定」の番号です）。なお、金額には消費税額を含みませんので、別途消費税が必要になります（§10）。

第1 弁護士報酬の種類

弁護士報酬には、①法律相談料、②書面による鑑定料、③着手金、④報酬金、⑤手数料、⑥顧問料、及び⑦日当があります（§3）。

ここでは、具体的な事件の処理を依頼する際に必要となる③着手金と④報酬金について説明します。

その他の費用については、各費用についての説明書をご参照頂くか、または担当の弁護士にお問い合わせ下さい。

第2 着手金・報酬

弁護士に具体的な事件の処理を依頼する場合の弁護士報酬としては、着手金及び報酬金があります。

着手金は、事件又は法律事務（以下「事件等」）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんに関わらず、委任事務処理の対価として弁護士に支払うもので、

報酬金は、事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その委任事務処理の対価として成功の程度に応じて支払うもの、とされています（§3Ⅱ）。

第3 着手金・報酬金の支払時期について

着手金は、事件等の依頼を受けた時に、

報酬金は、事件等の処理が終了した時に、それぞれ支払うこととなります（§4）。

民事事件の上訴審を同一弁護士に引き続いて依頼する場合、着手金は原則として審級ごとに、また報酬金は最終審が解決したときに支払うこととなります。

なお、訴訟事件などについて、同一弁護士が引続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な金額まで減額することが出来ます（§17Ⅲ）。

第4 着手金・報酬金の算定の仕方（民事事件）

民事事件に関する着手金・報酬金は、依頼者が弁護士に依頼する経済的利益を基準として、事件の種別毎に一定の割合を乗じて求めます。

そこで、次には先ず「経済的利益」について説明し、その次に事件の種類別の弁護士報酬の算定の仕方について説明します。

A 経済的利益について

経済的利益とは、依頼者が弁護士に依頼した具体的事件をその経済面から見た依頼者の利益のことであり、例えば200万円の貸金請求事件といった金銭請求事件であれば、貸金の元本、利息、損害金の合計、土地の所有権の争いであれば土地の時価、というように、基本的には事件の対象によって定まります（§14）。ただ、認知事件など経済的利益という観点では算定出来ない場合もありますので、その場合は800万円として算定します（§16）。

より正確に述べると、経済的利益は、着手金の場合は弁護士に処理を依頼した事件の対象によって算定し、報酬金の場合は事件の処理によって依頼者が確保した利益によって、それぞれ算定します。

B 経済的利益の具体例

経済的利益の額については、原則として次の例によります（§14）。

この原則に従って算定した経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を紛争の実態に相応するまで減額しなければならないことされています（§15 I）。

- ① 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む）
- ② 将来の債権は、債権総額から中間利息（期間内の利息）を控除した額
- ③ 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。但し、期間が不定のものは7年分の額。
- ④ 賃料増減額請求事件は、増減額の7年分の額。
- ⑤ 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- ⑥ 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は対象たる物の時価の2分の1の額。但し、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- ⑦ 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権、使用借権に関する事件は、全額の額にその、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- ⑧ 地役権は、承役地に時価の2分の1の額

- ⑨ 担保権は、被担保債権額。但し、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- ⑩ 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権などの登記手続請求事件は、⑤、⑥、⑧、及び前号に準ずる。
- ⑪ 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。但し、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- ⑫ 共有物分割請求事件は、対象となる時価の3分の1の額。但し、分割の対象となる財産の範囲又は元分の争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額
- ⑬ 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。但し、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額。
- ⑭ 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- ⑮ 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。但し、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、①の規定に係わらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した額）。

C 事件の種別の弁護士報酬

事件の種別としては、①訴訟事件、②家事審判事件、③行政訴訟事件、④仲裁事件、⑤あっせん・仲裁センター事件、⑥手形・小切手訴訟事件、⑦調停事件、⑧示談折衝事件、⑨即決和解事件、⑩保全事件（仮差押・仮処分事件）、⑪督促手続事件、⑫民事執行事件、⑬倒産事件、⑭任意整理事件、⑮行政上の不服申立事件、などがあります。

そして、①から⑨までの事件については、経済的利益の額を幾つかの段階に分類し、その段階に応じて逡減された割合を乗じて弁護士報酬を算出することになっており、具体的には別紙の早見表を当てはめて計算します。

事件の内容によっては、以上の標準額を基準として30%の範囲で増減できます（§16Ⅱ）。

第5 着手金・報酬金の算定の仕方（刑事事件）

A 着手金について（§30）

着手金は、次の区分に従って計算します。

- ① 起訴前及び起訴後の事件で「事案が簡明な事件」 30万円以上50万円以下
- ② 起訴前及び起訴後の事件で①以外の事件及 50万円以上

※ここに言う「事案の簡明な事件」とは、特段の事案の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予測されず、委任事務処理に特段の労力・時間を要しないと見込れる事件で、起訴前の事件にあっては、事実関係に争いがない情状事件を指し、起訴後にあつ

ては公判終了まで公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件を指します。

B 報酬金について（§ 31）

報酬金は、1 起訴前の事件であるか、起訴後の事件であるか、2 事案簡明な事件であるか、通常の事件であるか、3 結果がどのような結果であるか、と言う観点から区分され、次のようになります。

刑事事件の内容	結 果		報 酬 金
事案簡明な事件	起 訴 前	不 起 訴	30万円以上50万円以下
		略式命令	前段の額を超えない額
	起 訴 後	刑の執行猶予	30万円以上50万円以下
		求刑された刑よりも軽減された場合	前段の額を超えない額
前段以外の事件	起 訴 前	不 起 訴	50万円以上
		略式命令	50万円以上
	起訴後（再審を含む）	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度により相当額
		検察官上訴が棄却された場合	50万円以上

再審請求事件			50万円以上
--------	--	--	--------

C その他

- (1) 起訴前に受任した事件が起訴（略式命令を除く）され、引き続いて同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、更に30条に定める着手金を受けることが出来ますが、この場合に「事案が簡明な事件」の着手金については、起訴前の事件の着手金の2分の1になります（§32Ⅰ）。
- (2) 刑事事件について、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、30条・31条の規定に係わらず、着手金・報酬金を適正妥当な範囲で減額することが出来ます（§32Ⅱ）
- (3) 追加して受任する事件が同種事件であることにより、追加件数の割合に比して一件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件について、着手金・報酬金を適正妥当な範囲内で減額することが出来ます（§32Ⅲ）。
- (4) 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示などについては、協議により相当額を受けることが出来る（§34）。
- (5) 告訴・告発・検察審査の申立・仮釈放・仮出獄・恩赦等の着手金は一件10万円以上とし、報酬金は依頼者との協議により定める額とする（§35）。

第6 以上が着手金・報酬金に関する弁護士報酬の説明ですが、報酬は、依頼者にとっても弁護士にとっても、相互の信頼関係の基礎をなす重要事項です。お互いに誤解を避けるためにも、ご不明の点は、詳細に関する資料をお求め頂くか、又は担当の弁護士に納得出来るまで、ご質問下さい。

以上

弁護士報酬の速算表

民事事件の着手金及び報酬金(第17条)

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え、3000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	3%+69万円	6%+138万円
3億円を超える場合	2%+369万円	4%+738万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は10万円。)

契約締結交渉(19条)

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	4%
300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+3万円	2%+6万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+18万円	1%+36万円
3億円を超える場合	0.3%+78万円	0.6%+156万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。)

督促手続事件(20条)

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2%	17条又は21条の額の半額
300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+3万円	
3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+18万円	
3億円を超える場合	0.3%+78万円	

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。)

手形・小切手訴訟事件(21条)

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4%	8%
300万円を超え、3000万円以下の場合	2.5%+4万5000円	5%+9万円
3000万円を超え、3億円以下の場合	1.5%+34万5000円	3%+69万円
3億円を超える場合	1%+184万5000円	2%+369万円

(事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができる。着手金の最低額は5万円。)

任意整理事件(28条)

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額につき

500万円以下の場合	15%
500万円を超え、1000万円以下の場合	10%+25万円
1000万円を超え、5000万円以下の場合	8%+45万円
5000万円を超え、1億円以下の場合	6%+145万円
1億円を超える場合	5%+245万円

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額につき

5000万円以下の場合	3%
5000万円を超え、1億円以下の場合	2%+50万円
1億円を超える場合	1%+150万円

手数料(38条)

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料	
即決和解	示談交渉を要しない場合	300万円以下の場合	10万円
		300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+7万円
		3000万円を超え、3億円以下の場合	0.5%+22万円
		3億円を超える場合	0.3%+82万円

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料	
契約書類及びこれに準じる書類作成	非定型	基本	300万円以下の場合	10万円
			300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+7万円
			3000万円を超え、3億円以下の場合	0.3%+28万円
			3億円を超える場合	0.1%+88万円
遺言書作成	非定型	基本	300万円以下の場合	20万円
			300万円を超え、3000万円以下の場合	1%+17万円
			3000万円を超え、3億円以下の場合	0.3%+38万円
			3億円を超える場合	0.1%+98万円
遺言執行	基本	基本	300万円以下の場合	30万円
			300万円を超え、3000万円以下の場合	2%+24万円
			3000万円を超え、3億円以下の場合	1%+54万円
			3億円を超える場合	0.5%+204万円
会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常清算	基本	1000万円以下の場合	4%
			1000万円を超え、2000万円以下の場合	3%+10万円
			2000万円を超え、1億円以下の場合	2%+30万円
			1億円を超え、2億円以下の場合	1%+130万円
			2億円を超え、20億円以下の場合	0.5%+230万円
			20億円を超える場合	0.3%+630万円